

法人名を伏せた審査について

【法人名を伏せた審査の採用】

- 当初から一貫して法人名を公表しない姿勢を示すことにより、競争原理がより強く働く可能性がある。
- 選定委員会へも提案書類に係る応募者等の名称を通知しないことを明らかにすることにより、応募者等が提案内容へ注力する度合いが上向くと想定される。
- 上記の様に、法人名を伏せた審査を採用することのメリットは大きいですが、大きなデメリットは想定していない。
- ついては、法人名を伏せた審査を採用することとしたい。

【併せて】

- 優先交渉権者以外の法人名を公表することは、当該法人等の利益を害するおそれが想定されることから、優先交渉権者決定後も、優先交渉権者以外の法人名は公表しない。
- 優先交渉権者以外の法人名を公表しないこととすると、優先交渉権者以外の法人名は永久的に守秘義務の対象となることから、法人名を伏せた審査を採用することは委員の皆様の負担軽減につながる。

募集要項、提案要領及び選定基準の記載（案）

【募集要項】

8. 優先交渉権者の決定

(2) 結果の通知・公表

全ての第二次審査参加者の代表企業に結果を文書で通知するとともに、本市及び本市ガス局ホームページへの掲載等により、優先交渉権者に決定した応募者等の全てについて、法人名を公表する。

10. その他留意事項

(10) 応募者等は、資格審査申請書類の提出を行った日から、優先交渉権者の決定について本市が公表する日までの間、資格審査申請書類の提出を行った事実、提案内容等の本公募に係る全ての事項について、応募者等自らが公表することを禁止する。

【提案要領】

1. 提案要領について

(2) 留意事項

⑤第二次審査書類のうち、提案審査書類（様式2～27）では、応募者等の法人名並びに法人を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこと。（コンソーシアムで応募する場合、代表企業、構成企業、協力企業の呼称は、第一次審査様式2 応募者等構成員表に従って、代表企業、構成企業①、構成企業②、．．． 協力企業①、協力企業②、．．． と記載すること。）

【選定基準】

2. 最優秀提案者選定の方法

(1) 選定方法の概要（最後の段落）

提案書類では、応募者等の名称及び名称を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこととする。また、選定委員会に対しては、提案書類に係る応募者等の名称は通知しない。

【応募者等の公表】

優先交渉権者に決定した応募者等の全てについて法人名を公表することとしており、次点交渉権者を含め、その他の法人名は公表しない。

「松江市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」によると、審査結果の公表については「参加事業者の企画力等の向上に資するため」となっている。

ガス事業譲渡は今回限りであり、「参加事業者の企画力等の向上に資する」必要はないと考えている。

都市ガス事業を主とする審査における結果及び法人名を公表することにより、他のエネルギーなどにおける優劣を含むとの誤解を招きかねない。

このことにより、法人名を公表することが当該法人の今後の営業に悪影響を与え、法人等の利益を害するおそれが想定されることから、優先交渉権者以外の法人名は公表しないこととした。

【応募者等自らが公表することの禁止】

市が公表の主導権を持つことのほか、応募者等が明らかになることにより相手の力量がわかり、（談合とは言わないまでも）提案内容や譲渡価格が低位に落ち着くおそれがあることによる。

【応募者等の法人名並びに法人を類推できる記載の禁止】

法人等の力量は提出書類から量ることができる。一方で、法人名がわかることにより、先入観が入った審査となるおそれがある。